

IV-287

沿岸域のゾーニングに関する法制度についての基礎的研究

日本大学大学院 学生会員○本間省爾 日本大学理工学部 正員 長尾義三
 日本大学理工学研究所 学生会員 北条慶智 日本大学理工学部 正員 藤井敬宏
 日本大学大学院 学生会員 的野博行

1. はじめに

わが国の沿岸域では各種の利用が行われている。それらは各計画主体が個々の目的を達成するために個々の法を背景にして行っているものである。そのため、沿岸域という視点からみた開発、保全、保存の総合利用は行われていない。昭和62年策定の第4次全国総合開発計画では沿岸域の総合利用計画策定が必要であると示されたが、未だ策定されていないのが現状である。

本研究では、国土の総合利用を目的とした陸域の各計画について整理を行い、わが国の沿岸域に適した総合利用計画についての考察を行う。

2. 沿岸域に関わる法の整理

わが国の沿岸域には、個々の計画を持った多くの法が適用されている。それらをその内容について、国土の開発保全・環境保全・鉱工業・水産業・農業・流通および交通に分け、また主な適用範囲については沿岸域を陸中心の沿岸陸域・陸と海にまたがる沿岸陸海域・海中心の沿岸海域に分けて法の分類を行った。その結果を表-1に示す。表-1より国土の開発保全を目的とする主な陸域の総合利用計画についてみると、沿岸域におけるその適用範囲は沿岸陸域までとなっており、沿岸域全体の総合利用が図られていないことがわ

かる。これは沿岸域の範囲が不明確なため、各法の適用範囲が沿岸域全体に及んでいないのが原因である。

3. 陸域の総合利用計画に関する法の整理

わが国の沿岸域に適した総合利用計画を考察するために、陸域における総合利用計画について整理を行う。

総合利用計画の例として、国土総合開発法（以下国総法）、国土利用計画法（以下国土法）、都市計画法、自然公園法、自然環境保全法、河川法、港湾法などについて整理し、その結果を表-2に示す。これらの法の関係は上位法、下位法の関係にあり、国総法、国土法はその他の法の上位法にあたる。また、それらは密接に関連しあっている。特に国土法では、国土を開発中心の都市地域・森林地域・農業地域、保全中心の自然公園地域、および保存中心の自然環境保全地域にゾーニングし、その各地域に下位法を適用している。例えば国土法によって指定された都市地域には、下位法にあたる都市計画法が主に適用されている。次に都市計画法を上位法として、都市計画法で指定された臨海地区には、港湾法が適用される。このように上位法、下位法が密接に関連することによって陸域では総合利用を目指している。

陸域の総合利用計画のポイントとしては、①適用範

表-1 沿岸域に係わる法の整理（文献1に補筆：厳密な法解釈ではない）

目的 適用範囲	国土の開発保全	環境保全	鉱工業	水産業	農業	流通および交通
沿岸陸域	国土総合開発法	廃棄物の処理および清掃に関する法律	鉱業法		農地法	道路法
	国土利用計画法		工場立地法		農地振興地域の整備に関する法律	
	都市計画法		工業再配置促進法			
	森林法		石油備蓄法			
	河川法		原子炉等規制法			
	電源開発促進法					
	災害対策基本法					
沿岸陸海域	海岸法	自然環境保全法		漁港法	土地改良法	運河法
		自然公園法				港湾法
		公害対策基本法				
		水質汚濁防止法				
沿岸海域	公有水面埋立法	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	日韓大陸棚共同開発協定	漁業法		海上運送法
	領海法		特別措置法	海洋水産資源開発促進法		海上衝突防止法
	国有財産法			沿岸漁業等振興法		海上交通安全法
				沿岸漁業整備開発法		港則法
				水産資源保護法		水陸業務法

図が明確である、②計画主体が明確である、③開発・保全・保存などの利用方針を設定するためにゾーニング手法を用いている、④ゾーニングが段階的に行われているが挙げられる。

4. 沿岸域に適したゾーニング計画

本研究では、陸域の総合利用計画のポイントと沿岸域の特性を考慮した沿岸域の総合利用計画の提案を行う。その際、主に国土法、都市計画などを参考にした。その理由としては、①開発と保全・保存を目指した総合利用計画である、②ゾーニングの段階が整っているなどである。

まず計画主体は、原則として都道府県知事とする。その主な理由としては、①既存の港湾、漁港、海岸の管理者の長はその大部分が都道府県知事である、②都市計画などの他計画との調整が図りやすいなどである。次に、国土において沿岸域という空間を位置付け、その範囲を明確にするために、国土法によって沿岸域の区域指定を行うこととする。この沿岸域を対象に、沿岸域の総合利用計画を考える。この際他区域との重複が生じる場合でも国土法上の問題はなく、重複区域として扱われる。

本研究で提案する沿岸域計画は、図-1に示すような3段階のゾーニング計画である。これを都市計画と対比させて説明する。まず第1段階のゾーニングとして特性区ゾーニングを行う。これは都市計画における都市計画区域に相当するものである。都市計画区域とは自然的条件、社会的条件などの現況を勘案して、一体の都市として総合的に開発、保全を行う必要のある

地域のことである。特性区とはこの都市計画区域の考え方を取り入れ、自然的条件、社会的条件などが同じ傾向を示す区域を一体の沿岸域と考え、その沿岸域に適した総合利用を行う必要のある区域のことである。

第2段階のゾーニングとして用途区分ゾーニングを行う。用途区分は都市計画での秩序ある開発と保全を目的とした市街化区域・市街化調整区域のゾーニングに相当する。用途区分では特性区の中に開発用途、保全用途、保存用途の3種の方針の設定を行う。第3段階のゾーニングとして利用区分ゾーニングを行う。利用区分は都市計画における地域地区に相当するもので、用途区分の方針に従い、実際の利用の配置を行うものである。

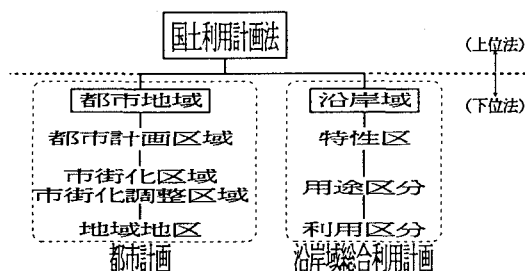


図-1 上位法と下位法の関係とゾーニング計画の考え方

5. まとめ

本研究では、陸域の総合利用計画の整理から、わが国の沿岸域に適した総合利用計画について考察を行った。その結果、沿岸域を国土の一部として位置付け、特性区・用途区分・利用区分からなる3段階のゾーニング計画を提案した。

表-2 陸域の総合利用計画に関する法の整理（厳密な法解釈ではない）

法律	項目	策定年次	主要策定計画	主務官庁	適用範囲	計画主体及び管理者	ゾーニング
国土総合開発法		昭和25年	全国総合開発計画	国土庁	国土全域	内閣総理大臣	基本的に行っていない
国土利用計画法		昭和49年	国土利用計画 土地利用基本計画	国土庁	国土全域	内閣総理大臣 都道府県知事	都市地域、農業地域、森林地域 自然公園地域、自然環境保全地域
都市計画法		昭和43年	都市計画	建設省	都市計画区域	都道府県知事	市街化区域、市街化調整区域、 用途地区、特別用途地区、 高度地区など
森林法		昭和26年	森林計画 森林整備計画 保安施設重要 公園計画 公園事業	農林水産省 都道府県知事 農林水産省 環境庁 都道府県	森林法で定義されている地域	森林所有者	国有林、民有林、伐採進林、保安林など
自然公園法		昭和32年		環境庁 都道府県	自然公園	都道府県知事	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園など
自然環境保全法		昭和47年	自然環境保全基本方針 保全計画	環境庁	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域など	内閣総理大臣 環境庁長官	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県立自然環境保全地域など
河川法		昭和39年	工事実施基本計画	建設省	水系全体 および 河川区域	河川管理者	河川区域 河川予定地 河川保全区域
港湾法		昭和25年	基本方針 港湾計画	運輸省	港湾地区 港湾隣接地域 臨港地区	港湾管理者	港湾地区 港湾隣接地域 臨港地区
漁港法		昭和25年	漁港整備計画 漁港修築計画	農林水産省	漁港区域	漁港管理者	漁港区域
海岸法		昭和31年	特になし	建設省 農林水産省 運輸省	海岸保全区域	海岸管理者	海岸保全区域

参考文献:1)長尾:沿岸域計画思考入門、日本港湾協会、1982.8